

町道除雪作業にご協力を

建設係

雪のシーズンを迎え、町では町内建設業者の皆様のご協力により、幹線道路の除雪や凍結防止剤散布を行い交通の確保に努めます。

除雪作業は、積雪が10センチメートルを超えると想定される場合に開始しますが、作業を実施するに当たり、皆さんに次の事項についてご協力をお願いします。

路上駐車はやめてください

道路に車が駐車していると作業の妨げになり、作業が遅れる原因にもなりますので絶対にやめてください。

作業中の除雪車に近づかないでください

除雪車は作業中前後左右に動き危険ですので、10メートル以内には近づかないでください。また、事故の原因にもなりますので、除雪車を無理に追い越さないでください。

路上に突き出た木竹等の伐採・切除をしてください

降雪により木竹の枝が垂れ下がると、除雪作業の妨げや道路交通の障害となりますので、道路隣接地の樹木の適切な管理をお願いします。

小路や各戸の出入り口の雪かきにご理解を

道路除雪車により、各家庭の進入路や狭い道の交差部に雪が寄ってしまうことがあります。二度手間になるかもしれませんが、ご理解をいただき関係される皆さんでの除雪をお願いします。

凍結防止剤の散布について

日中、雪が解け路上に流れた水が夜間に凍結すると滑りやすく大変危険です。路面凍結が予想される場合に、専用散布車により凍結防止剤を散布します。しかしながら凍結防止剤の散布をしても日陰などは、凍結部分が残ることもありますので、注意しながら通行をお願いします。

高齢化社会を迎え、除雪は地域でも家庭でも大変な作業となりました。町でも、雪道での安全な交通の確保のため重点課題として取り組んでおりますが、集落内道路や通学道路・歩道についての除雪は、地域でのご協力をお願いします。



届出用紙は役場建設課上下水道係窓口か、町のホームページよりダウンロードできます。

今後、届出が無い場合は、未許可井戸となる場合もありますので必ず届出ください。

届出書は提出いただくようお願いしますが、まだ届出の済んでいない方はお早めに届出をお願いします。

井戸を設置する場合は町長の許可が必要となります。6月30日以前に設置されている井戸につきましては、経過措置として許可があったものとみなします。7月に各部落長さんを通じて、町民の皆様には、すでに設置されている井戸については、すでに設置されている井戸について届出書を提出いただくようお願いいたします。

町では、本年7月1日より地下水保条例を施行しました。この条例により、井戸を設置する場合は町長の許可が必要となります。6月30日以前に設置されている井戸につきましては、経過措置として許可があったものとみなします。7月に各部落長さんを通じて、町民の皆様には、すでに設置されている井戸については、すでに設置されている井戸について届出書を提出いただくようお願いいたします。

**井戸のある方は
届出をお願いします**

上下水道係